

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、
市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

愛称：
マイナちゃん



平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、 他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。



マイナンバーのホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> 公式twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR
マイナンバーのコールセンター：0570-20-0178（マイナ）-

國 年 金

年金は、世代と世代の助け合いの仕組みです。高齢になった時だけではなく、働き手を亡くされたご遺族の方や、障がいが残るようになった方への年金もあります。保険料はきちんと納めましょう。学生や失業等の理由により、保険料を納付することが難しい場合には、保険料免除等の手続きができます。

20歳になったら、会社を退職したら、配偶者の扶養家族から外れたら、国民年金加入の手続きをお忘れなく！

源泉徴収票が送付されます

平成26年中に課税対象となる年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金等）を受給された方々に、1月中旬から下旬にかけて、「平成26年分 公的年金等の源泉徴収票」が送付される予定です。この書類は、確定申告のとき等に必要なものです。なお、遺族年金や障害年金は非課税扱いでありますので、源泉徴収票は送付されません。

源泉徴収票に関するお問い合わせ（内容・再交付等）は、ねんきんダイヤルまたは和歌山西年金事務所までお願いします。

ねんきんダイヤル（一部電話不可）

0570-05-1165

和歌山西年金事務所 お客様相談室

073-447-1660

偶数月の第1水曜日は出張年金相談の日

次回の出張年金相談は2月4日（水）です。相談は予約制となっていますので、和歌山西年金事務所へ予約をしてください。その際、相談内容をお伝えいただいたうえで、相談に必要な書類を確認するようにしてください。皆様のご利用をお待ちしています。

日時 平成27年2月4日（水）

10時～16時（最終受付は15時）

場所 湯浅町役場第2庁舎2階

多目的ホール

予約電話番号

073-447-1660

（和歌山西年金事務所 お客様相談室）

